

株主総会資料の オンライン提供拡大に向けた課題

2021年9月28日

一般社団法人 日本経済団体連合会

1. Web開示によるみなし提供制度

制度の概要

Web開示によるみなし提供制度

株主総会資料の一部について、当該事項に係る情報をWebサイトに掲載し、URL等を株主に対して通知することで、当該事項が株主に提供されたものとみなす制度。2021年1月法務省令改正で、2021年9月までの時限的措置として対象範囲が拡充された。

	拡充措置なし	拡充措置あり
株主総会参考書類（会社法施行規則94条1項1～5号に掲げるものを除く）	○	○
事業報告（会社法施行規則133条3項1・2号に掲げるものを除く）	○	○
事業報告の「事業の経過及びその成果」、「対処すべき課題」	×	○
単体の個別注記表、株主資本等変動計算書	○	○
単体の貸借対照表、損益計算書（会計監査報告、監査報告を含む）	×	○
連結の株主資本等変動計算書、連結注記表	○	○
連結の貸借対照表、損益計算書（会計監査報告、監査報告を含む）	○	○

○：書面交付が不要。 ×：書面交付が必要。

時限的措置の終了後も、コロナの影響が完全に沈静化することは見通せず、また、来年以降も株主総会プロセスのDXを促進する必要がある。

経団連の要望事項

Web開示によるみなし提供の拡充措置を2021年10月以降も継続すべき。さらには恒久化も検討すべき。

企業から寄せられた意見

拡充措置を利用した企業の声

1. 株主の反応

- Web開示に関して、会社に問い合わせをしてきた株主も、総会の場で問う株主もいなかった。
- 当社には60代の株主も多いが、それでも特段不満は寄せられていない。

2. 拡充措置のメリット

- 資料の校了の日時を後ろ倒しでき、1週間ほど猶予が生まれた。
- 費用削減効果もメリット。 本年の株主総会資料として株主に送付した冊子は、本措置活用の効果もあり、昨年と比べてページ数が4割以上も減少。
- 来年度も本措置が利用できるのであれば利用したい。

拡充措置を利用していないが延長・恒久化を求める企業の声

- コロナ禍による決算・監査工期への影響が継続する可能性。
- コロナ禍等、その時々の特異な状況に対応する必要がある。
- コスト削減およびスケジュールの観点から、選択肢に広がりがある方がよい。

2. 株主総会資料の電子提供制度

制度の概要

電子提供制度

- 上場会社には導入が義務付けられている。それ以外の会社も定款の規定で導入可。
- 会社は、株主総会資料に記載すべき事項をWebサイトに掲載し（**電子提供措置**）、株主に対しては、書面で最低限の情報（日時、場所、議題、WebサイトURL等）を通知。
- 株主が**書面交付請求**をした場合は、**電子提供措置事項記載書面**を交付しなければならない。ただし、一定の事項については、書面への記載を要しない旨を定款で規定できる。

Webサイト掲載による書面交付が不要となる資料の比較（抜粋）

	電子提供制度の 書面交付請求	Web開示制度 (拡充措置なし)	Web開示制度 (拡充措置あり)
役員 の責任限定契約に関する事項	×	○	○
役員 の補償契約、役員等賠償責任保険契約に関する事項	×	×	×
事業報告 の「事業の経過及びその成果」、 「対処すべき課題」	×	×	○
単体の個別注記表、株主資本等変動計算書	○	○	○
単体の貸借対照表、損益計算書 (会計監査報告、監査報告を含む)	×	×	○
連結の株主資本等変動計算書、連結注記表	○	○	○
連結の貸借対照表、損益計算書 (会計監査報告、監査報告を含む)	×	○	○

○：書面交付が不要。 ×：書面交付が必要。

書面記載事項の削減

電子提供制度の開始により、書面交付が必要な資料の範囲がかえって拡大。
書面記載事項についてはコロナ前の会社法改正時に議論されたが、コロナ下で状況は一変。
経済社会のデジタル化が一層求められており、コロナ前の議論を所与とすべきでない。

経団連の要望事項

書面交付請求権が利用された際の書面に記載を要する事項について、
Web開示制度（拡充措置あり）の場合以上に削減すべく、省令を見直すべき。

	電子提供制度の 書面交付請求	Web開示制度 (拡充措置あり)
役員の責任限定契約に関する事項	×→○	○
役員の補償契約、役員等賠償責任保険契約に関する事項	×→○	×
事業報告の「事業の経過及びその成果」、 「対処すべき課題」	×→○	○
単体の個別注記表、株主資本等変動計算書	○	○
単体の貸借対照表、損益計算書 (会計監査報告、監査報告を含む)	×→○	○
連結の株主資本等変動計算書、連結注記表	○	○
連結の貸借対照表、損益計算書 (会計監査報告、監査報告を含む)	×→○	○

○：書面交付が不要。 ×：書面交付が必要。

その他の論点

1. 招集通知のデジタル化

以下のポイントも含め、さらなる検討が必要。

①株主に対して、株主総会の開催をどのように周知するか。

- Eメール等を活用する場合、株主のメールアドレスを誰がどのように把握・管理するか。

②企業側にとってデジタル化のメリットはどれほどあるか。

- 招集通知に配当金関係書類を同封する会社が少なくない。
- 議決権行使書面（電子提供措置の対象）は継続して書面で提供する会社が残る可能性。

2. 電子提供制度の導入段階での懸念点

企業から寄せられた懸念

- ✓ 書面交付請求の件数がどれほどになるのかが見通せず、印刷・郵送実務に懸念あり。
- ✓ いかにして株主への案内を徹底するかが課題。
電子提供制度や書面交付請求制度の早期の周知について、
行政のサポートもお願いしたい。

※現時点では、多くの企業が準備中または準備未着手。